

6月1日から

時間内組合活動の見直し

6月1日から時間内組合活動の見直しが行われ、これまで職免で給与減額免除を受けて行われてきた大会、中央委員会、執行委員会などの機関会議が行えなくなります。6月1日からは組合職免の制度に変わりますが、これは無給ですので、賃金がカットされます。一人年30日の範囲内でこの無給職免を取ることができます。これはあくまで東京清掃労組本部の活動に関わるものです。各区、一組にも同様の内容が実施されますが、その実施時期は各区ごとに異なっており、一組についてはまだ正式に提案されていません。またこれは機関会議についてで、交渉についてはこれまでどおり有給職免で行うことができます。

□ 三つの選択肢 □

この結果、6月1日以降は組合の機関会議を行う方法は三つ考えられます。

- 1 勤務時間内に無給職免で行う。
- 2 勤務時間内に年休などを取って行う。
- 3 勤務時間外に開催する。

1の場合は賃金カットされた分を労働運動犠牲者救済資金から補償する、2、3の場合は時間外組合活動に対して規程に基づいて補償することになります。いずれにせよ組合にとって財政的負担は増えますし、機関会議の開催が困難になることは間違いありません。

□ 本部の当面の方針 □

東京清掃はこうした事態に対して常任執行委員による組織財政検討委員会を立ち上げ、組合の財政状況を点検し、この時間内組合活動の規制にどう対処するか検討してきました。その結果が4月26日に最終報告としてまとめられ、その報告に基づいて「組織財政に関

わる当面の方針案」が執行委員会で決定されました。

その骨子は次のとおりです。

- 組合員数はこの10年間で半減しており、今後も減少が見込まれるが、組合費の値上げはしない。
- 賃金カットは犠牲資金から補償する。
- 無給職免の使用は最小限とし、会議は定例的には時間外に行う。
- 必要に応じて、時間内に会議を開催するなどの激変緩和措置を講じる。

この結果、執行委員会、中央委員会は時間外の夕方から開催する、大会は日曜日に開催することになります。

この当面の方針を5月25日の中央委員会で決定し、6月1日から施行し、6月下旬予定の組織集会で意思統一を図り、引き続き検討事項は9月30日予定の大会で議論することになります。

□ 支部としての見解 □

一組本庁支部執行委員会としては、この本部の方針案を検討し、基本的な考え方について賛成できないことを確認し、本部に対して裏面のような意見と要請を5月10日に提出しました。新たな無給職免制度を利用して時間内に組合会議をやるべきだというのがその基本的な姿勢です。

一組総支部としても同様の観点から見解と意見を本部に提出しました。特に工場では交替勤務のためどんな時間に会議を開催しても勤務時間外の人がいるので、勤務時間外の会議を基本とすることは不可能です。そこで総支部、支部の会議は日勤の勤務時間内に会議を開催することを基本とし、その賃金カット補償は本部の交付金によるべきだという考え方です。

5月25日の中央委員会の決定を受けて、支部としての執行委員会、支部委員会の持ち方を検討します。

2007年5月10日

東京清掃労働組合

委員長 西川卓吾 殿

一組本庁支部

支部長 坂東 喜久恵

組織財政検討委員会の最終報告に対する 意見と要請

6月1日からこれまでの時間内組合活動が認められなくなり、新しく無給の組合職免の制度が始まる。今後の東京清掃の組合活動は交渉を除けば、勤務時間内で賃金カットを受けて、年30日の職免の範囲で行うか、年休などを取って勤務時間内に行うか、勤務時間外に行うしかなくなる。組合活動への打撃はこれまでに経験したことがないような大きなものになると予想される。この未曾有の危機に対して、東京清掃全体の力と知恵を結集して、生き残り策を編み出さなければならない。

4月26日に作成された組織財政検討委員会の検討結果の最終報告は、そのために必要な組織と財政の現状の分析を行い、今後の組織運営についての検討を行い、具体策を提案している。一組本庁支部としてその検討の基本となる考え方に異論があるので意見を述べる。

1 時間内組合活動

無給化されたとはいえ年間30日まで勤務時間内に組合活動をする権利を確保したことは、都区の自治体の労働組合運動全体の成果であり、守っていかなければならない。機関会議を基本的に時間外で開催すれば、この組合職免の利用実績がほとんどなくなり、当局からの日数、範囲の切り下げ攻撃にさらされることになる。できる限り認められた日数を利用することが組合職免の制度を守っていくことにつながると考える。

2 賃金カット補償

組合職免を取って機関会議を開催すれば、当然賃金をカットされ、その補償をする必要が出てくる。労働運動犠牲者救援資金はそのために存在するのであり、これを使用することになら問題はない。労働運動犠牲者救援

資金はストライキによる賃金カット補償のためにだけあるものではない。東京清掃の存在が脅かされているこの危機的状況を乗り切るためにこの資金を使用することに組合員の間で疑問があるとは考えられない。

3 激変緩和策

とはいえ、労働運動犠牲者救援資金は無限にあるものではなく、しかし一定の積み立て額は確保しなければならないので、賃金カット補償額をできる限り削減するための具体的方策が必要となる。以下のようなものが考えられる。

- 各種機関会議の開催回数、開催時間を従来より減らす。
- 各種機関会議の一部を時間外に開催する、あるいは年休で開催して、無給職免と組み合わせる。
- 賃金カットの補償を満額補償せずに、上限を設ける、または一定割合だけ補償する、あるいはその両者を組み合わせる。

これらの方策を採った場合でも、機関会議の持ち方に制限ができ、また賃金カットが全額補償されないため役員にとって経済的打撃となる。そこで、当面はできるだけ現状に近い形を取り、一定の時間が経過してから、上の方策を漸進的に採用し、次第に機関会議、組合活動を時間外に行い、労働運動犠牲者救援資金の目減りを減らせるようにしていく。

以上の3点の意見を考慮して、最終報告に基づく具体的な方針を中央執行委員会で作成し、全組織的な討議と検討を行うよう要請する。